

沖縄県総合運動公園利用料金の減免規程

1. 趣旨

この規程は、沖縄県都市公園条例第26条に規定する利用料金の減額及び免除について、必要な事項を定めるものとする。

2. 減免対象施設及び設備等

- (1) 減免の対象は、公園施設及び有料公園施設の専用利用とする。
- (2) 専用利用のない有料公園施設（オートキャンプ場、レクリエーションプール等）は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を除き、減免の対象としない。
- (3) 沖縄県都市公園条例施行規則第4条で定める物（空調、スポーツ器具等）の利用は、減免の対象としない。ただし、次の各号の場合は減免の対象とする。
 - ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の有料公園施設の専用利用及び共用（個人）利用する場合。
 - ② 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として公園施設及び有料公園施設を利用する場合。
 - ③ 公園管理事務所長が特に必要であると認める場合。

3. 減免対象となる利用及び減免額

区 分	適用
(1) 国、地方公共団体、その他の公共的団体が公用又は公共用のために使用し、かつ入場料その他これに準ずるものを徴収しない場合で、下記に該当する行事	
① 国又は県が主催若しくは共催する行事	免除
② その他の地方公共団体又は公共的団体が主催若しくは共催する行事	5割減額
③ 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として本公園を利用する場合	免除
(2) 小学校、中学校又は高等学校が正規の教課のため児童及び生徒を引率して利用する場合	免除
(3) 保育園、幼稚園又は特別支援学校が正規の教課のため児童及び生徒を引率して利用する場合	免除
(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合（介護人が2人以上いるときは、そのうちの1人に限る）	免除

(5) 前号に該当する者が、団体で利用する場合は、その団体の過半数が前号に該当する場合 (申請時に該当者全員の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(コピー可)を提示すること)	免除
(6) 指定管理者が主催又は共催し、公用若しくは公共用又は公益上の目的で利用し、かつ、入場料その他これに準ずるものを徴収しない場合	免除
(7) 公園管理事務所長が特に必要であると認める場合	5割減額

※上記(1)②で定める「公共的団体」は、次に掲げるものとする。

- ①独立行政法人
- ②公益財団法人、公益社団法人
- ③国の職員又は沖縄県職員が兼務し、実質的に国又は沖縄県が運営している団体
- ④沖縄県の事務又は事業を受託している団体(当該受託事業に係る利用に限る)
- ⑤法令により義務的に設置されている団体
- ⑥国又は沖縄県の補助、出資等により、運営費の50%以上がまかなわれている団体

4. 減免対象となる時間及び競技大会

- (1) 減免の対象となる時間は、休園日を除く営業日の9時から21時までとする。ただし、高校生以下の競技大会は9時から19時までとする。
- (2) 減免の対象となる競技大会は、大会本番日であり、設営日、事前運営会議、前日公式練習は対象外とする。ただし、九州大会、全国大会規模のリハーサル及び公式練習(アップ会場)、選手控え場所は減免対象とする。
- (3) その他必要があれば、公園管理事務所長が申請者と協議のうえ判断する。

5. 減免の申請

利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用許可申請書と同時に利用料金減免申請書を公園管理事務所長に提出しなければならない。

6. 施行期日

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。